

平成 24 年 No.27

東京学芸大学附属図書館規程の一部を改正する規程

制定理由

大学史資料室を附属図書館に設置することに伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成 24 年 4 月 25 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学附属図書館規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成 24 年 4 月 26 日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成 24 年規程第 17 号

東京学芸大学附属図書館規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属図書館規程（昭和 39 年 6 月 17 日規程第 12 号）の一部について、別紙
新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属図書館規程の一部改正について

改正理由：大学史資料室を附属図書館に設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （目的） 第2条 附属図書館は、学術情報及び東京学芸大学（以下「<u>本学</u>」という。）の歴史に関する資料の収集、整理、保存、提供等を行い、<u>本学</u>における教育、研究等の支援に資するとともに、社会に開かれた図書館活動を行うことにより、広く学術の発展に寄与することを目的とする。 〔省略〕 <u>（大学史資料室）</u> 第4条 附属図書館に、<u>本学の歴史に関する資料の収集、整理、保存及び公開等を行う組織として、東京学芸大学大学史資料室を置く。</u> <u>2 大学史資料室に関し必要な事項は、別に定める。</u>	（趣旨） 第1条 この規程は、国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（平成22年規程第13号）第14条第2項の規定に基づき、東京学芸大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）について必要な事項を定めるものとする。 （目的） 第2条 附属図書館は、学術情報の収集、整理、保存、提供等を行い、<u>東京学芸大学（以下「本学」という。）</u>における教育、研究等の支援に資するとともに、社会に開かれた図書館活動を行うことにより、広く学術の発展に寄与することを目的とする。 （附属図書館長） 第3条 附属図書館長は、理事又は本学専任の教授のうちから、学長が任命する。 2 附属図書館長は、附属図書館の業務（東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）に定める附属図書館に関する事務を除く。）を統括する。 3 附属図書館長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任命した学長の任期の末日を超えることはできない。 4 欠員が生じた場合の後任附属図書館長の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営) <u>第5条</u> 附属図書館の運営に関する重要事項は、学術情報委員会において審議する。 (規程の改廃) <u>第6条</u> この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。 (利用) <u>第7条</u> 附属図書館の利用に関することは、別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成24年4月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。</u>	(運営) <u>第4条</u> 附属図書館の運営に関する重要事項は、学術情報委員会において審議する。 (規程の改廃) <u>第5条</u> この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。 (利用) <u>第6条</u> 附属図書館の利用に関することは、別に定める。 〔省略〕
--	---